

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年2月15日

【会社名】 株式会社メドレックス

【英訳名】 Medrx Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 松村 米浩

【本店の所在の場所】 香川県東かがわ市西山431番地7

【電話番号】 0879-23-3071

【事務連絡者氏名】 経営管理部長 藤岡 健

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋浜町二丁目35番7号

【電話番号】 03-3664-9665

【事務連絡者氏名】 経営管理部長 藤岡 健

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式及び新株予約権証券（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）

【届出の対象とした募集金額】

（株式）	
その他の者に対する割当	98,100,000円
（第14回新株予約権）	
その他の者に対する割当	1,252,800円
新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額	
	91,892,800円

（注）新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少する可能性があります。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する可能性があります。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）



## 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2019年2月12日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、新株式の募集条件その他新株式発行に関し必要な事項及び新株予約権の募集条件その他新株予約権発行に関し必要な事項が2019年2月15日に決定されましたので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 募集要項

##### 1 新規発行株式

##### 2 募集株式の方法及び条件

###### (1)募集の方法

###### (2)募集の条件

##### 4 新規発行新株予約権証券（第14回新株予約権証券）

###### (1)募集の条件

###### (2)新株予約権の内容等

##### 5 新規発行による手取金の使途

###### (1)新規発行による手取金の額

###### (2)手取金の使途

#### 第3 第三者割当の場合の特記事項

##### 3 発行条件に関する事項

###### (1)発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_ 罫で示してあります。

## 第一部 【証券情報】

## 第1 【募集要項】

## 1 【新規発行株式】

&lt;訂正前&gt;

種類	発行数	内容
普通株式	180,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株

(注) 1. 上記普通株式(以下「本新株式」といいます。)については、2019年2月12日開催の当社取締役会において発行を決議しております。

## 2. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

&lt;訂正後&gt;

種類	発行数	内容
普通株式	180,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株

(注) 1. 上記普通株式(以下「本新株式」といいます。)については、2019年2月12日開催の当社取締役会及び2019年2月15日(以下「条件決定日」といいます。)開催の当社取締役会において発行を決議しております。

## 2. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## 2 【募集株式の方法及び条件】

## (1) 【募集の方法】

&lt;訂正前&gt;

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	180,000株	98,100,000円	49,050,000円
一般募集			
計(総発行株式)	180,000株		

- (注) 1. 本新株式の募集は第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、本新株式が、1株当たり2019年2月8日の株式会社東京証券取引所(以下「取引所」といいます。)における当社普通株式の終値(同日に終値がない場合は、その直前の終値とし、以下「取引所終値」といいます。)である545円で発行されたと仮定した場合の見込額に発行数を乗じた金額として記載しております。実際の発行価額の総額は、株価変動等諸般の事情を考慮の上で本新株式に係る最終的な条件を決定する日として当社取締役会が定める2019年2月15日から2019年2月18日までのいずれかの日(以下「条件決定日」といいます。)の直前取引日の取引所における取引所終値を踏まえ、条件決定日に決定されます。
3. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であり、会社計算規則第14条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とします。なお、資本組入額の総額は、上記2と同様の過程に基づく見込額です。

&lt;訂正後&gt;

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	180,000株	98,100,000円	49,050,000円
一般募集			
計(総発行株式)	180,000株		

- (注) 1. 本新株式の募集は第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。
3. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額は、49,050,000円であります。

## (2) 【募集の条件】

&lt;訂正前&gt;

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
545	272.5	100株	2019年3月5日		2019年3月5日

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 当社は株式会社MMとの間で、本届出書の効力発生後、本新株式に係る総数引受契約(以下「本新株買取契約」といいます。)を締結する予定です。払込期日までに、株式会社MMとの間で本新株買取契約を締結しない場合は、本新株式の発行は行われなないこととなります。
3. 発行価格は、会社法上の払込金額であり、本新株式が、1株当たり2019年2月8日の取引所終値である545円で発行されたと仮定した場合の見込額です。実際の発行価格は、条件決定日の直前取引日の取引所にお

る当社普通株式の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)が545円を上回る場合には、かかる金額とします。

4. 資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であり、本新株式が、1株当たり2019年2月8日の終値である545円で発行されたと仮定した場合の見込額です。
5. 申込方法は、本新株買取契約を締結し、払込期日に下記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

(後略)

<訂正後>

発行価格(円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
545	272.5	100株	2019年3月5日		2019年3月5日

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 当社は株式会社MMとの間で、本届出書の効力発生後、本新株式に係る総数引受契約(以下「本新株買取契約」といいます。)を締結する予定です。払込期日までに、株式会社MMとの間で本新株買取契約を締結しない場合は、本新株式の発行は行われなないこととなります。
3. 発行価格は、会社法上の払込金額であります。
4. 資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。
5. 申込方法は、本新株買取契約を締結し、払込期日に下記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

(後略)

## 4 【新規発行新株予約権証券(第14回新株予約権証券)】

## (1) 【募集の条件】

&lt; 訂正前 &gt;

発行数	2,320,000個(新株予約権1個につき1株)
発行価額の総額	1,252,800円 (本有価証券届出書提出日現在における見込額であり、新株予約権1個当たりの発行価額に2,320,000を乗じた金額とする。)
発行価格	新株予約権1個につき0.54円(新株予約権の目的である株式1株につき0.54円)とするが、株価変動等諸般の事情を考慮の上で新株予約権に係る最終的な条件を決定する日として当社取締役会が定める条件決定日において、「第3 第三者割当の場合の特記事項 3 発行条件に関する事項 (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方」に定める方法と同様の方法で算定された結果が0.54円を上回る場合には、かかる算定結果に基づき決定される金額とする。
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	2019年3月5日(火)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社メドレックス 経営管理部 東京都中央区日本橋浜町二丁目35番7号
払込期日	2019年3月5日(火)
割当日	2019年3月5日(火)
払込取扱場所	株式会社中国銀行 三本松支店

(注) 1. 第14回新株予約権証券(以下「本新株予約権」といいます。)については、2019年2月12日開催の当社取締役会において発行を決議しております。

(後略)

&lt; 訂正後 &gt;

発行数	2,320,000個(新株予約権1個につき1株)
発行価額の総額	1,252,800円
発行価格	新株予約権1個につき0.54円(新株予約権の目的である株式1株につき0.54円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	2019年3月5日(火)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社メドレックス 経営管理部 東京都中央区日本橋浜町二丁目35番7号
払込期日	2019年3月5日(火)
割当日	2019年3月5日(火)
払込取扱場所	株式会社中国銀行 三本松支店

(注) 1. 第14回新株予約権証券(以下「本新株予約権」といいます。)については、2019年2月12日開催の当社取締役会及び2019年2月15日開催の当社取締役会において発行を決議しております。

(後略)



## (2) 【新株予約権の内容等】

&lt;訂正前&gt;

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本新株予約権の目的である株式の総数は2,320,000株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に定義する。)は1株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載の通り、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。</li> <li>2. 行使価額の修正基準 本新株予約権の行使価額は、2019年3月6日に初回の修正がされ、以後5価格算定日(以下に定義する。)が経過する毎に修正される。価格算定日とは、取引所において売買立会が行われる日(以下「取引日」という。)であって、別記「新株予約権の行使期間」欄第2項に定める市場混乱事由が発生しなかった日をいう。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日(当日を含む。)から起算して5価格算定日目の日の翌取引日(以下「修正日」という。)に、修正日に先立つ5連続価格算定日(以下、「価格算定期間」という。)の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格(VWAP)の単純平均値の、それぞれ94%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた額(以下「基準行使価額」という。但し、当該金額が下限行使価額(本欄第4項に定義する。)を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。また、いずれかの価格算定期間内に別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格は当該事由を勘案して調整される。</li> <li>3. 行使価額の修正頻度 行使価額は、5価格算定日に一度の頻度で修正される。</li> <li>4. 行使価額の下限 「下限行使価額」は、条件決定日の直前取引日の取引所における取引所終値(以下「条件決定基準株価」という。)の50%に相当する金額とする。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定を準用して調整される。</li> <li>5. 割当株式数の上限 2,320,000株(発行済株式総数に対する割合は22.71%)</li> <li>6. 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の下限行使価額にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額) 634,612,800円(発行決議日の直前取引日の50%に相当する金額を行使価額の下限と仮定し、当該行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の見込みの金額である。本欄第4項に記載のとおり、下限行使価額は、条件決定基準株価の50%に相当する金額となり、実際の金額は条件決定日に確定する。また、本新株予約権は行使されない可能性がある。)</li> </ol>
--------------------------	---

(中略)

新株予約権の行使時の払込金額	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額(本欄第2項に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。</li> <li>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付(当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。)する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、当初、条件決定基準株価の94%に相当する金額とする(以下「当初行使価額」という。)</li> </ol>
----------------	---

(中略)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>1,189,092,800円(本有価証券届出書提出日現在における見込額である。)</p> <p>(注) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項により、行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性がある。</p>
---------------------------------	---

(中略)

(注) 1. 本新株式及び行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由

(中略)

## (2) 資金調達方法の概要

(中略)

## 行使価額の修正

(中略)

下限行使価額は、条件決定日の直前取引日の取引所における条件決定基準株価の50%に相当する金額としますが、上表「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の定める行使価額の調整の規定を準用して調整されます。

下限行使価額の水準については、EVO FUNDの投資家としての収益確保と、当社として資金調達額の最大化を図るという要素をEVO FUNDと当社間で議論の上決定したものであります。

(中略)

## (4) 本スキームの特徴

本スキームによる資金調達には、以下のようなメリット及びデメリットがあります。

## [メリット]

発行時に一定の資金調達が可能

本新株式の発行により、証券の発行時に一定程度の資金を調達することが可能です。

本新株式にディスカウントがないこと

一般的に、新株式の発行による資金調達を行う場合、基準となる株価から一定のディスカウントを伴って株式が発行されます。しかし、本資金調達においては、当社代表取締役の更なる経営コミットを目的としており、本新株式は条件決定基準株価に基づき、ディスカウントなしで発行されます。

(後略)

## &lt;訂正後&gt;

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本新株予約権の目的である株式の総数は2,320,000株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に定義する。)は1株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載の通り、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達の額は増加又は減少する。</li> <li>2. 行使価額の修正基準 本新株予約権の行使価額は、2019年3月6日に初回の修正がされ、以後5価格算定日(以下に定義する。)が経過する毎に修正される。価格算定日とは、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という)において売買立会が行われる日(以下「取引日」という。)であって、別記「新株予約権の行使期間」欄第2項に定める市場混乱事由が発生しなかった日をいう。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日(当日を含む。)から起算して5価格算定日目の日の翌取引日(以下「修正日」という。)に、修正日に先立つ5連続価格算定日(以下、「価格算定期間」という。)の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格(VWAP)の単純平均値の、それぞれ94%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた額(以下「基準行使価額」という。但し、当該金額が下限行使価額(本欄第4項に定義する。)を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。また、いずれかの価格算定期間内に別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格は当該事由を勘案して調整される。</li> <li>3. 行使価額の修正頻度 行使価額は、5価格算定日に一度の頻度で修正される。</li> <li>4. 行使価額の下限 「下限行使価額」は、当初228円とする。 但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定を準用して調整される。</li> <li>5. 割当株式数の上限 2,320,000株(発行済株式総数に対する割合は22.71%)</li> <li>6. 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の下限行使価額にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額) 530,212,800円(但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。)</li> </ol>
--------------------------	--

(中略)

	1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
--	----------------------------

新株予約権の行使時の払込金額	<p>本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額（本欄第2項に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付（当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。）する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、当初427円とする（以下「当初行使価額」という。）</p>
----------------	---

(中略)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>991,892,800円</p> <p>(注) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項により、行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性がある。</p>
---------------------------------	---

(中略)

(注) 1. 本新株式及び行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由

(中略)

## (2) 資金調達方法の概要

(中略)

## 行使価額の修正

(中略)

下限行使価額は、228円としますが、上表「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の定める行使価額の調整の規定を準用して調整されます。

下限行使価額の水準については、EVO FUNDの投資家としての収益確保と、当社として資金調達額の最大化を図るという要素をEVO FUNDと当社間で議論の上決定したものであります。

(中略)

## (4) 本スキームの特徴

本スキームによる資金調達には、以下のようなメリット及びデメリットがあります。

## [メリット]

発行時に一定の資金調達が可能

本新株式の発行により、証券の発行時に一定程度の資金を調達することが可能です。

本新株式にディスカウントがないこと

一般的に、新株式の発行による資金調達を行う場合、基準となる株価から一定のディスカウントを伴って株式が発行されます。しかし、本資金調達においては、当社代表取締役の更なる経営コミットを目的としており、本新株式は2019年2月8日の取引所における当社普通株式の終値に基づき、ディスカウントなしで発行されます。

(後略)

## 5 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

&lt;訂正前&gt;

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,287,192,800	12,000,000	1,275,192,800

- (注) 1. 上記払込金額の総額は、本新株式及び本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を合算した金額であります。
2. 払込金額の総額の算定に用いた発行価額の総額は、発行決議日の直前取引日の取引所終値等の数値を前提として算定した見込額です。実際の発行価額の総額は、条件決定日に決定されます。
3. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、発行決議日の直前取引日の終値の94%に相当する金額を当初行使価額であると仮定し、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。実際の当初行使価額は条件決定日に決定され、また、行使価額が修正又は調整された場合には、払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額並びに差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合には、払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額並びに差引手取概算額は減少する可能性があります。
4. 発行諸費用の概算額の内訳は、本新株式及び本新株予約権の発行に関する弁護士費用、評価算定費用、信託銀行費用等の合計額であります。
5. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

&lt;訂正後&gt;

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,089,992,800	12,000,000	1,077,992,800

- (注) 1. 上記払込金額の総額は、本新株式及び本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を合算した金額であります。
2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額並びに差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合には、払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額並びに差引手取概算額は減少する可能性があります。
3. 発行諸費用の概算額の内訳は、本新株式及び本新株予約権の発行に関する弁護士費用、評価算定費用、信託銀行費用等の合計額であります。
4. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

(注) 2の全文削除並びに3、4及び5の番号変更

## (2) 【手取金の使途】

## &lt;訂正前&gt;

当社は、MRX-5LBT：带状疱疹後の神経疼痛治療薬(リドカインテープ剤)について、FDAから要求された安全性等を確認するための臨床試験及び非臨床試験等を実施する資金並びに新規の自社開発パイプラインの開発資金の確保を目的として、本新株式及び本新株予約権の発行を決議いたしました。

本新株式及び本新株予約権の発行並びにEVO FUNDによる本新株予約権の行使によって調達する資金の額は、上記の通り合計1,275,192,800円となる予定であり、調達する資金の具体的な使途については、以下の通り予定しています。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
MRX-5LBT：带状疱疹後の神経疼痛治療薬(リドカインテープ剤)の安全性等を確認するための臨床試験及びその付帯費用	784	2019年7月～ 2020年6月
MRX-5LBT：带状疱疹後の神経疼痛治療薬(リドカインテープ剤)の安全性等を確認するための非臨床試験費用，CMC関連費用	320	2019年7月～ 2020年6月
新規自社開発パイプラインの非臨床試験、臨床第1相試験及びその付帯費用	171	2019年7月～ 2020年12月
合計	1,275	

(後略)

## &lt;訂正後&gt;

当社は、MRX-5LBT：带状疱疹後の神経疼痛治療薬(リドカインテープ剤)について、FDAから要求された安全性等を確認するための臨床試験及び非臨床試験等を実施する資金並びに新規の自社開発パイプラインの開発資金の確保を目的として、本新株式及び本新株予約権の発行を決議いたしました。

本新株式及び本新株予約権の発行並びにEVO FUNDによる本新株予約権の行使によって調達する資金の額は、上記の通り合計1,077,992,800円となる予定であり、調達する資金の具体的な使途については、以下の通り予定しています。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
MRX-5LBT：带状疱疹後の神経疼痛治療薬(リドカインテープ剤)の安全性等を確認するための臨床試験及びその付帯費用	784	2019年7月～ 2020年6月
MRX-5LBT：带状疱疹後の神経疼痛治療薬(リドカインテープ剤)の安全性等を確認するための非臨床試験費用，CMC関連費用	283	2019年7月～ 2020年6月
新規自社開発パイプラインの非臨床試験及びその付帯費用	10	2019年7月～ 2020年12月
合計	1,077	

(後略)

### 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

#### 3 【発行条件に関する事項】

##### (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

<訂正前>

###### 本新株式

当社は、2019年2月8日付で2018年12月期に係る決算短信を公表しております。かかる決算短信の市場による受け止め方いかんによっては、2019年2月8日以降の当社の株価に影響があり得ますところ、当社といたしましては、既存株主の利益に配慮した公正な発行条件の決定という観点から、仮にかかる決算短信の公表を踏まえた株価の上昇が生じる場合には、当該株価の上昇を反映せずに本新株式の発行条件を決定することは、当該発行条件と本新株式の発行時における実質的な価値との間に乖離を発生させ、既存株主の利益を害するおそれがあることから、株価の上昇を反映した上で本新株式の発行条件が決定されることがより適切であると考えております。当社は、かかる公表に伴う株価への影響を織り込むため、本株式の払込金額は、割当予定先である株式会社MMの代表取締役である松村眞良氏及び取締役である松村米浩氏と協議のうえ、本新株式の発行に係る取締役会決議の前営業日(2019年2月8日)における取引所終値又は条件決定日の直前取引日の取引所終値となる金額のいずれか高い金額として決定いたします。また、株式会社MMが上記払込金額で本新株式を引受けることで、同氏らがこれまで以上に経営にコミットすることに加え、当社株価に対するより強い責任を持つことができるものと考えております。

なお、仮に本株式の払込金額が2019年2月8日における取引所終値である545円となった場合、かかる払込金額は、本株式の発行に係る取締役会決議日の前営業日(2019年2月8日)までの直前1ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値である619円(小数点以下を四捨五入。以下、株価の計算について同様に計算しております。)に対して11.95%のディスカウント(小数点以下第三位を四捨五入。以下、株価に対するディスカウント率又はプレミアム率の数値の計算について同様に計算しております。)、同直前3ヶ月間の終値単純平均値である606円に対して10.07%のディスカウント、同直前6ヶ月間の終値単純平均値である714円に対して23.67%のディスカウントとなる金額です。

また、当社及び当社監査役による本新株式の発行に係る適法性判断については、条件決定日において本新株式の払込金額を最終的に決定する際に行いますが、当社は、本新株式の払込金額の決定方法は、既存株主の利益に配慮した合理的な方法であると考えており、また、当社監査役3名(うち社外監査役2名)全員が、発行決議日の直前取引日における取引所株価と条件決定日の直前取引日における取引所株価の高い方の金額を基準として、ディスカウントなしで本新株式の払込金額を決定するという方法は慎重かつ合理的な方法であり、かかる決定方法に基づき本新株式の払込金額を決定するという取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められないと判断しております。

###### 本新株予約権

(中略)

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、EVO FUNDとの間での協議を経て当該評価額と同額で、発行決議日時点における本新株予約権1個の払込金額を0.54円としました。しかし、かかる算定結果には、上述のとおり、2019年2月8日付で公表がなされている2018年12月期決算短信及び2019年12月期連結業績予想に伴う株価の値動きが反映されていません。そこで、当社は、かかる公表による株価への影響を織り込んだ上で本新株予約権の払込金額を決定すべく、条件決定日時点において、本日の発行の決議に際して用いた方法と同様の方法を用いて再び価値算定を行い、その結果が、本日以降の株価の上昇等を理由として0.54円を上回ることとなる場合には、かかる再算定結果に基づき決定される金額を本新株予約権の発行価額といたします。他方、本日以降の株価の下落等により、条件決定日における再算定結果が0.54円以下となる場合には、かかる結果の織り込みは行わず、本新株予約権の発行価額は、本日決定された0.54円のままいたします。すなわち、既存株主の利益への配慮という観点から、条件決定日における本新株予約権の価値が、発行決議日時点よりも上昇していた場合には、発行価額の決定に際してかかる上昇を考慮するものの、価値が下落していた場合には、かかる

下落は反映されないということです。したがって、本新株予約権1個当たりの発行価額が、発行決議日時点における算定結果である0.54円を下回って決定されることはありません。

また、当社及び当社監査役による本新株予約権の発行に係る有利発行性の判断については、条件決定日において本新株予約権の払込金額を最終的に決定する際に行いますが、当社は、本新株予約権の払込金額の決定方法は、既存株主の利益に配慮した合理的な方法であると考えており、また、当社監査役3名(うち社外監査役2名)全員が、発行決議日における本新株予約権の価値と条件決定日時点における本新株予約権の価値の高い方の金額を基準として本新株予約権の払込金額を決定するという方法は慎重かつ合理的な方法であり、かかる決定方法に基づき本新株予約権の払込金額を決定するという取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められないと判断しております。

(後略)

<訂正後>

#### 本新株式

当社は、2019年2月8日付で、2018年12月期に係る決算短信を公表しております。当社といたしましては、既存株主の利益に配慮した公正な発行条件の決定という観点から、かかる公表に伴う株価への影響を織り込むため、本株式の払込金額は、割当予定先である株式会社MMの代表取締役である松村眞良氏及び取締役である松村米浩氏と協議のうえ、本新株式の発行に係る取締役会決議の前営業日(2019年2月8日)の取引所における当社普通株式の終値又は条件決定日の直前取引日の取引所における当社普通株式の終値となる金額のいずれか高い金額として決定いたしました。また、株式会社MMが上記払込金額で本新株1式を引受けることで、同氏らがこれまで以上に経営にコミットすることに加え、当社株価に対するより強い責任を持つことができるものと考えております。

なお、本株式の払込金額は、条件決定日の前営業日(2019年2月14日)までの直前1ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値である595円(小数点以下を四捨五入。以下、株価の計算について同様に計算しております。)に対して23.53%のディスカウント/プレミアム(小数点以下第三位を四捨五入。以下、株価に対するディスカウント率又はプレミアム率の数値の計算について同様に計算しております。)、同直前3ヶ月間の終値単純平均値である595円に対して23.53%のディスカウント、同直前6ヶ月間の終値単純平均値である707円に対して35.64%のディスカウントとなる金額です。

当社は、本新株式の払込金額は、既存株主の利益に配慮し、発行決議日の直前取引日における取引所株価と条件決定日の直前取引日における取引所株価の高い方の金額としたものであって、株式会社MMに特に有利な金額ではないと判断しております。また、当社監査役3名(うち社外監査役2名)全員が、本新株式の払込金額は、当社株式の価値を表す客観的な指標である市場価格を基準にしており、直近の株価が現時点における当社の客観的企業価値を適正に反映していると判断した上で、既存株主の利益に配慮した公正な発行条件の決定という観点から、発行決議日の直前取引日における取引所株価と条件決定日の直前取引日における取引所株価の高い方の金額とされていることから、株式会社MMに特に有利な金額ではなく適法である旨の意見を得ております。

#### 本新株予約権

(中略)

当社は、上述のとおり、本新株式の発行決議に係る公表と同時に2018年12月期に係る決算短信を公表しております。当社といたしましては、既存株主の利益に配慮した公正な発行条件の決定という観点から、かかる公表に伴う株価への影響を織り込むため、発行決議日時点における本新株予約権の価値と条件決定日時点における本新株予約権の価値をそれぞれ算定し、高い方の金額を基準として本新株予約権の払込金額とすることといたしました。

上記に基づき、当社は、第三者算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、EVO FUNDとの間での協議を経て、発行決議日時点における本新株予約権1個の払込金額を発行決議日時点の評価額と同額である0.54円としました。また、株価変動等諸般の事情を考慮の上で2019年2月15日を条件決定日とし、条件決定日時点において想定される本新株予約権1個の払込金額を、条件決定日時点における評価結果と同額となる0.45円としま

した。その上で、両時点における払込金額を比較し、より既存株主の利益に資する払込金額となるように、最終的に本新株予約権1個の払込金額を0.54円と決定しました。当社は、本新株予約権の特徴や内容、本新株予約権の行使価額の水準、第三者評価機関による本新株予約権の価値の評価結果を勘案の上、これらを総合的に検討した結果、本新株予約権の払込金額の決定方法及び本新株予約権の払込金額は合理的であり、本新株予約権の発行については、特に有利な条件での発行には該当しないものと判断いたしました。

また、本新株予約権の発行については、当社監査役3名(うち社外監査役2名)全員が、赤坂国際会計は当社と顧問契約関係がなく当社経営陣から独立していると認められること、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、赤坂国際会計による本新株予約権の価格の評価については、その算定過程及び前提条件等に関して赤坂国際会計から説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断でき、本新株予約権の払込金額も赤坂国際会計によって算出された評価額と同額とされていることから、本新株予約権の発行については、特に有利な条件での発行に該当せず、適法な発行である旨の意見を表明しております。

(後略)